

學生關係



# 1 学生の日常周知事項

## (1) 学生への通知等について

学生への通知及び連絡は、すべて公用掲示板により行いますので、定期的に掲示の内容に留意してください。

- 1 大学教育推進機構全学共通教育部関係掲示板（鶴甲第1キャンパスA棟1階学生ホール）

全学共通授業科目等に関する事項

鶴甲第1キャンパスの学生生活に関する事項

- 2 本学部掲示板（発達科学部キャンパスA棟2階等）

## (2) 証明書類の交付、発行等について

### 1 学生証

学生証は学籍を証明するものですから、学生は、学生証の交付を受け、これを常時携帯し本学教職員の請求があったときは、いつでもこれを提示してください。

学生証を携帯していないときは、図書館その他の施設を利用することができないことがあります。

#### A 再交付

学生証の紛失、破損、改姓、氏名漢字の変更等又は有効期限が過ぎたときは、教務学生係へ申し出てください。

#### B 磁気データ消失

学生証の磁気データが消失した場合は、学務部学務課（学生センター）へ磁気データの書き込みを申し出てください。

### 2 学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）、在学証明書、卒業見込証明書

JR（旅客鉄道会社）を利用して、実習・見学・帰省などで片道100km（営業キロ）を超えて旅行するときは、普通乗車券に限って旅客運賃の2割引で利用できるものです（他の鉄道・航路又はバス会社等については、事前に各社窓口を確認してください。）、有効期間は発行日から3か月間です。1回の交付は2枚までとし、1人年間10枚を限度とします。

学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）、在学証明書（和文・英文）、卒業（修了）見込証明書（和文・英文）、学業成績証明書（和文・英文）、仮受験票については「証明書自動発行機」で交付していますので、画面表示に従い操作を行ってください。

証明書の自動発行機を使用する際には、学生証とパスワードの入力が必要です。パスワードについてはガイダンス等で説明されますが、わからない場合には教務学生係に照会してください。

仮受験票については、初期パスワードでの交付できませんので、事前にパスワードの変更を行ってください。

証明書自動発行機の設置場所・取扱時間は次のとおりです。

設 置 場 所	取 扱 時 間
国際文化学部B棟1階ホール内	午前8:40～午後5:10
発達科学部本館A棟1階（発達ホールDルーム内）	午前8:30～午後7:00（授業・補講・定期試験を含む） 以外の時は午後5:15まで）
六甲台第3学舎1階学生コーナー	午前8:45～午後8:00（土曜日を除く） 授業又は定期試験以外の時は午後5:00まで）
工学部玄関1階	午前9:00～午後5:00
文学部本館1階	午前9:00～午後5:15
農学部A棟1階学生ホール内	午前9:00～午後5:15
医学部医学科学生ホール1階	午前9:00～午後5:00
医学部保健学科B棟1階	午前9:00～午後6:00（水・金曜日は午後7:00まで）
海事科学部事務棟1階	午前8:30～午後5:15

ただし、土曜（六甲台は次表を参照）・日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は、利用できません。

### 3 人物考査書，推薦書

就職のために必要なときは、できるだけ早くキャリアサポートセンターへ願い出てください。

### 4 健康診断証明書

就職等のために必要な場合は、必要とする日の前日までに保健管理センターへ申し込んでください。（午前9:00～12:00，午後1:00～4:00）

ただし、必ずしも翌日に交付できない場合があるので、注意してください。

なお、健康診断証明書は、大学で行う定期健康診断を受検した者に限り交付します。（申込み期間等については、掲示に注意してください）

なお上記以外の卒業（修了）証明書，提出機関が指定する様式の各種証明書が必要なときは，教務学生係で所定の証明書発行（交付）願により申込み，交付を受けてください。

ただし，申込日から発行まで時間がかかりますので，教務学生係の指示に従ってください。

### (3) 通学定期乗車券の購入について

通学定期券を購入するときは，学生証と「通学定期乗車券発行控（有効期間は1年）」を利用する交通機関の定期券発売所に提示し，備えつけの申込用紙に所定事項を記入して申し込んでください。

ただし，購入できる通学定期乗車券は宿所（現住所）の最寄り駅から大学（就学学舎）の最寄り駅との間を順路により通学する場合に購入できます。

また，交通機関によっては別途「通学証明書（各交通機関で配付）」を必要とする場合もありますので，定期券発売所所定の用紙に必要事項を記入の上，2日前までに教務学生係に証明を申し込んでください。

（注）バスの定期券は月単位になっているところもありますので，確認のこと。

購入の時期を誤り，不利益にならないよう注意してください。

### (4) 住所等の変更の届出について

入学時に提出した「学生登録票」の内容に変更があったときは，速やかに教務学生係へ届け出てください。

### (5) 休学，復学，退学等願出について

休学，復学，退学等について願い出る場合は，所定の用紙により事前に理由を記入して，教務学生係を通じて学部長に願い出なければなりません。なお，病気のため休学，退学を願い出る場合及び病気のため休学をした者が復学を願い出る場合は診断書の添付を必要とします。

### (6) 授業料の納付について

授業料は，毎年前期分については4月中，後期分については10月中に，口座振替（自

動引き落とし)により、納付していただきます。

(7) 学内掲示物について

学内で掲示物を掲示しようとするときは、学生用掲示板に掲示してください。

学生用掲示板はB棟2Fに設けていますので、お互いに譲り合って利用してください。

(8) 学校施設の使用について

授業、大学行事、施設管理等に支障のない限り、研究、集会、スポーツ活動等のため教室、グラウンド、体育館、テニスコートを使用することができますが、その場合、使用責任者は、使用しようとする日の3日前までに所定の使用許可願を教室以外は学務部学生生活課へ、教室の場合は発達科学部教務学生係へ提出し、許可を得なければなりません。ただし、外部団体と共催する催しについては、3か月前までに願い出なければなりません。

なお、教室の使用については、別に定めているので教務学生係に問い合わせてください。

〔学生の学校施設使用許可基準（昭和60年10月23日教授会決定）〕

本学部の学生・学生自治会、本学の課外活動団体が学校施設を使用する場合には原則として許可する。ただし、3日前までに願い出なければならない。

本学部の学生自治会、本学の課外活動団体が、外部団体と共催する催しについては、教授会が妥当と判断した場合には許可する。ただし、3か月前までに願い出なければならない。

なお、音楽棟および体育施設については、それぞれ当該教室の許可を必要とする。また、使用許可に当っては、下記の注意事項を伝達すること。

イ．学校施設使用後は使用前の状態に必ず復帰させ、掃除、整理整頓、施錠を確認すること。

ロ．屋外では、附近の住宅の迷惑となるような、スピーカーによる発声、音楽等は認めない。

(9) 教材用印刷機の使用について

本学舎A棟2階に印刷機を備えています。印刷機を使用する場合は、下記の注意事項に従って使用してください。

（教材用印刷機使用上の注意）

1. 教材用プリント以外の目的には使用できません。
2. 利用できる者は、本学部学生に限ります。用紙類は各自で準備してください。
3. 使用時間は、午前9時30分から午後4時30分までとします。ただし、土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は使用できません。
4. 使用する場合は、教務学生係で使用申込者台帳に所要事項を記入し、使用者の学生証を預けてください。
5. 共用の物品なので、使用については十分に注意し、清潔・整頓・後始末等には特に気をつけてください。

(10) 発達ホール（Dルーム）の利用について

発達ホール（Dルーム）は、学習環境改善の一環として、学生相互並びに学生・教職

員の交流を深め、かつ学生・教職員の福利厚生を増進を図るため、A棟1階（玄関西側）に設置されています。利用が可能な時間等は次のとおりです。

午前8時20分から午後9時30分までとし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、12月29日から1月3日までの日及びその他学部長が指定する日は利用できません。

(11) 禁煙について

本学部内においては共用スペースでの喫煙は禁止します。指定された場所で喫煙してください。

(12) 車両による構内への乗入れ禁止について

本学部では、キャンパスが狭隘なため駐車余地がなく、また教育研究環境保全の維持、事故防止等により四輪車による学生の構内への乗入れは原則として禁止しています。

なお、単車による通学についても、常に危険を伴うので努めて自粛するよう要望しています。

身体上の理由により、車両の構内乗入れを必要とする者は「車両入構許可願」を教務学生係に提出して許可を受けてください。

やむを得ない理由により単車による通学をする者は、次の指定の駐輪場に駐車してください。

昼 間 午前6時30分から午後9時45分まで（グラウンド西側）

夜 間 午後8時から翌朝午前8時まで（C棟西側夜間専用駐輪場）

(13) 盗難の防止について

学部構内は多数の人が出入りしており、盗難事故もしばしば発生しています。盗難事故の被害者にならないためにも、貴重品等は必ず身につけるよう日頃から習慣づけておくことが望ましいです。

また、盗難にあったときは、ただちに教務学生係に届けてください。

(14) そ の 他

次の項目については、「平成23年度 学生生活案内」をご覧ください。

- 1 奨学制度
- 2 アルバイトの紹介
- 3 心身の健康管理
- 4 学生教育研究災害傷害保険制度
- 5 学生アカウント利用上の注意
- 6 ハラスメント